

赤字は記載例ですので、事業所にあった内容を記載してください。

さいたま〇〇株式会社

消防計画

統括防火管理【該当 非該当】

年 月 日

1 目的と適用範囲

この計画は、火災等の災害の予防と人命の安全及び被害の軽減を図ることを目的とし、この計画で定めたことは、別図1に明示する管理権原の及び※〇階の〇〇株式会社の〇〇部分に勤務し、出入りするすべての者が守らなければならない。

※管理権原が分かれている防火対象物については、当該権原の及び範囲を文章又は平面図等により図示する等して明確にする必要があります。

2 ☆自衛消防の組織編成及び任務等 (該当がある場合のみ作成)

自衛消防隊長〔 ※地区隊長 〕 〇〇 〇〇

※統括防火管理に該当する場合で、全体についての消防計画に基づく自衛消防隊の地区隊として位置付けられる場合

	火災発生時の任務	警戒宣言が発せられた場合の任務
通報連絡担当 <u>〇〇 〇〇</u> <u>〇〇 〇〇</u>	(1) 非常ベルを鳴らす。 (2) 119番に通報する。 (3) 到着した消防隊への情報提供及び関係先への連絡にあたる。	○ 情報収集担当とする。 (1) テレビ、ラジオ等により情報を収集する。 (2) 自衛消防隊長の指示により、必要な情報を収集し、伝達する。
初期消火担当 <u>〇〇 〇〇</u> <u>〇〇 〇〇</u> <u>〇〇 〇〇</u>	(1) 水バケツ、消火器等を使用し初期消火する。 (2) 天井に燃え移ったら初期消火は中止して避難する。 <u>屋内消火栓を活用して消火する。</u>	○ 点検担当とする。 (1) 担当区域の点検を行い、転倒、落下防止等の被害防止措置を実施する。 <u>(2)危険個所の補強等を行う。</u>
避難誘導担当 <u>〇〇 〇〇</u> <u>〇〇 〇〇</u>	(1) 避難口を開放し、避難経路図に従い、避難誘導にあたる。 (2) 避難誘導は、大声で簡潔に行いパニック防止に全力をあげる。	○ 火災発生時の任務と同じ。 (1) 警戒宣言が発せられた場合の伝達に先立ち、出入口等に配置につく。 (2) 警戒宣言が発せられた場合の伝達に伴い避難誘導を行う。
応急救護担当 <u>〇〇 〇〇</u> <u>〇〇 〇〇</u>	<u>(1)負傷者に対する応急処置</u> <u>(2)救急隊との連携、情報の提供</u> <u>(3)負傷者の氏名、負傷程度の記録</u>	<u>(1)応急措置担当とする</u> <u>(2)危険個所の補強等を行う</u> <u>(3)避難通路の確保</u>

3 火災予防上の自主検査

火災予防上の自主検査は、別表1・別表2に基づき実施する。

検査対象	検査実施日	検査実施者	その他必要事項
別表1	毎日終業時	〇〇 〇〇	
別表2	〇月・〇月	〇〇 〇〇	

不備欠陥事項の改修は、協議事項に基づく責任範囲により管理権原者が行う。

4 従業員等の守るべき事項

- (1) 避難口、階段、避難通路等には避難障害となる物を設けたり、置かないこと。
- (2) 防火戸の付近には、常に閉鎖の障害となる物品を置かないこと。
- (3) 喫煙は、指定された場所で行う。
- (4) 火気設備器具を使用する場合は、周囲を整理整頓し、可燃物に接近して使用しない。

5 放火防止対策

- (1) 建物の外周部及び敷地内にはダンボール等の可燃物を放置しない。
- (2) 倉庫、書庫等は施錠する。
- (3) 終業時には、必ず施錠する。
- (4) 拳動不審者を見かけたら、防火管理者に報告する。
- (5) ゴミは、指定された日の朝まで集積場には出さない。

6 防火対象物及び消防用設備等・特殊消防用設備等の点検

- (1) 点検結果は、防火管理者が管理権原者に報告し、不備については改修計画を樹立し整備する。
- (2) 点検結果の記録は「防火管理維持台帳」に編冊して、整備し保存する。
- (3) 点検時以外で、不備を発見した場合は、予算措置し改修する。
- (4) 消防用設備の点検は、建物所有者側が実施する。

設備名	消火器、誘導灯、避難器具	点検	機器点検 〇月
点検実施者	〇〇防災設備 TEL 〇〇〇—〇〇〇—〇〇〇〇	時期	総合点検 〇月

7 地震対策

- (1) 防火管理者は、地震時の災害を防止するための自主検査を別表1及び別表2で定め実施する。
- (2) 地震に備え非常用物品等を確保し、点検整備を実施する。
- (3) 地震が発生した場合は、次の安全措置を行うものとする。
 - ア 地震発生直後は、身の安全を守ることを第一とする。

イ 火気設備器具の直近にいる 従業員等 は、電源及び燃料の遮断等を行い、防火管理者に状況を報告する。

ウ 防火管理者は、二次災害の発生を防止するため建物、火気設備器具等について点検、検査を実施し、異常が認められた場合は、応急処置を行う。

(4) 地震時の活動は、前記自衛消防組織による活動を原則とする。

ア 自衛消防隊長は、建物内外の状況を把握し必要な情報を自衛消防隊員に周知徹底させ、混乱を防止するために建物内にいる 在館者 に適切な指示を行うこと。

イ 避難にあたっては、身の安全を確保した後 1階正面玄関前 へ避難させる。

ウ 在館者等を指定（広域）避難場所（さいたま市立 OO小学校）へ誘導するときは、順路、道路状況、地域の被害状況について説明する。

エ 要救助者を発見した場合は、自衛消防隊長に知らせるとともに、周囲の者と協力して救助活動を行うものとする。

（警戒宣言が発せられた場合における対応措置）

(1) 防火管理者は、警戒宣言が発せられた旨の内容及び 直ちに営業を終了する旨 を事業所内の者に伝達する。

(2) 防火管理者は、火気使用禁止及び施設・設備の点検を実施し、被害の発生防止措置等を実施する。

8 工事における安全対策

(1) 防火管理者は、模様替え等の工事を行う場合、工事人に対して工事計画書を事前に提出させ、必要な指示を行い、消防機関と相談し必要に応じ工事中の消防計画届出書を提出すること。

(2) 防火管理者は、工事に立ち会うこと。

(3) 工事人に対して、指示された場所以外では喫煙及び裸火の取扱いをさせないこと。

(4) 工事人に対して、火気管理の責任者を作業場所ごとに指定し、提示させること。

(5) 防火管理者は、危険物の使用及び貯蔵等について把握し、十分な安全対策を講じる。

9 消防機関への連絡、報告

(1) 防火管理者の選任（解任）の届出

(2) 消防計画の変更の届出

(3) 防火対象物及び消防用設備等・特殊消防用設備等の点検結果を消防署長に ※年に1回 報告する。（建物所有者が報告）

※用途により報告頻度が異なります。非特定用途は3年に1回

(4) 改装工事時の「工事中の消防計画」

(5) 消火、通報及び避難訓練を実施する際の事前通報（自衛消防・防災避難訓練通知書の届出）

(6) その他

ア 催物の届出

イ 火を使用する設備の届出

ウ 消防用設備等の設置の届出

10 統括防火管理者への報告

※「全体についての消防計画」で定めている統括防火管理者に報告しなければならない事項が発生したときは、直ちに報告する。

※統括防火管理に該当する場合のみ

11 ☆防火管理業務の一部委託 (有)・無

防火管理業務の一部を防火管理業務の一部委託状況表(別表3)のとおり委託する。

※防火管理業務の一部を警備会社等に委託している場合のみ

12 防災教育

(1) 従業員・新入社員等に別紙1・2の「防災の手引き」を使用し、教育を行う。

従業員	防火管理者が、「防災の手引き」を使用して、〇月、〇月の年2回及び必要の都度、防災教育を行う。
新入社員 パート	防火管理者が「防災の手引き」を使用して、採用時又は必要の都度、防災教育を実施する。

(2) その他

※全体についての消防計画に定められているビル全体で実施する防災教育に参加する。

※統括防火管理に該当する場合のみ

13 訓練

訓練種別	訓練内容	実施時期
総合訓練	消火・通報・避難誘導を連携して行う訓練 ※ビル全体として実施される総合訓練に参加する。 ※統括防火管理に該当する場合のみ	〇月
部分訓練	消火・通報・避難誘導を個別に行う訓練	〇月 〇月

その他

・消火訓練、避難訓練は年2回以上実施し、1回は水消火器による消火訓練を実施する。

・訓練を実施する場合は、事前に消防機関に届出をする。

14 その他防火管理上必要な事項

緊急連絡先 〇〇 〇〇 TEL〇〇〇—〇〇〇—〇〇〇〇

15 避難経路図の掲出

避難経路図(別図2)を作成し、従業員休憩室等に掲出する。

日	曜日	検査項目							
		避難通路等の物品の有無	ガス器具のホースの老化・損傷	電気器具の配線老化・損傷	火気使用設備器具の異常の有無	吸殻の処理	倉庫等の施錠確認	終業時の火気の確認	その他（トイレ内の可燃物・ゴミ箱等の確認）
1		○	△	×	○	△	×	○	○
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
21									
22									
23									
24									
25									
26									
27									
28									
29									
30									
31									

（備考） 検査を実施し、良の場合は○を、不備・欠陥のある場合は×を、即時改修した場合は△を付してください。
 なお、不備・欠陥がある場合には、直ちに防火管理者に報告するものとします。

防火管理者確認	
---------	--

自主検査票（定期）

別表2

実施項目及び確認箇所				確認結果
建築物 構造	(1) 柱・はり・壁・床	コンクリートに欠損・ひび割れ・脱落・風化等はないか。		○△×
	(2) 天井	仕上材にはく落・落下のおそれのあるたるみ・ひび割れ等はないか。		
	(3) 窓枠・サッシ・ガラス	窓枠・サッシ等には、ガラス等の落下、又は枠自体のはずれのおそれのある腐食、ゆるみ、著しい変形等がないか。		
	(4) 外壁・ひさし・パラペット	貼石・タイル・モルタル等の仕上材に、はく落・落下のおそれのあるひび割れ・浮き上がり等が生じていないか。		
避難施設	(1) 避難通路	①避難通路の幅員が確保されているか。 ②避難上支障となる物品等を置いていないか。		
	(2) 階段	階段室に物品が置かれていないか。		
	(3) 避難階の避難口	①扉の開放方向は避難上支障ないか。 ②避難階段等に通ずる出入口の幅は適切か。 ③避難階段等に通ずる出入口・屋外への出入口の付近に物品その他の障害物はないか。		
火気設備器具	(1) 厨房設備	①可燃物品との離隔距離は適正に保たれている。 ②異常燃焼時に安全装置は適正に機能する。 ③燃焼器具の周辺部に炭化しているところはない。		○ ○ ○
	(2) ガスストーブ 石油ストーブ	①自動消火装置は適正に機能するか。 ②火気周囲は整理整頓されているか。		○ ○
電気設備	電気器具	①コードに亀裂、老化、損傷はないか。 ②タコ足の接続を行っていないか。 ③許容電流の範囲内で電気器具を適正に使用しているか。		
その他	危険物	①容器の転倒、落下防止措置はあるか。 ②危険物の漏れ、あふれ、飛散はないか。 ③整理清掃状況は適正か。		
検査実施者氏名	検査実施日	検査実施者氏名	検査実施日	防火管理者確認
構造関係 ○○ 避難関係 ○○	○年○月○日 ○年○月○日	火気使用設備器具 ○○ 電気設備 ○○	○年○月○日 ○年○月○日	

（備考） 検査を実施し、良の場合は○を、不備・欠陥のある場合は×を、即時改修した場合は△を付してください。

なお、不備・欠陥がある場合には、直ちに防火管理者に報告するものとします。

〔消防計画について〕

_____ **さいたま〇〇株式会社** _____の消防計画を熟読し、内容をよく把握しておいてください。

〔消火器について〕

- 1 消火器の設置場所を覚えてください。
自分の持場から近い順に2か所以上覚えてください。
- 2 消火器の使い方を覚えてください。
使い方は、消火器の本体に明示されていますので、必ず確認して操作手順を覚えてください。

〔火気設備器具について〕

- 1 火気設備器具の周辺は、よく整理清掃して可燃物を接して置かないでください。
- 2 火気設備器具は、常に監視できる状態で使用し、その場を離れるときは、必ず消してください。
- 3 火気設備器具にある取扱上の注意事項を守り、故障又は破損したままで使用しないでください。
- 4 地震時には、火気設備器具の使用を中止してください。
- 5 終業時には、火気設備器具の点検を行い、安全を確認してください。

〔喫煙について〕

- 1 喫煙は、指定された場所で、吸殻入れを用いて喫煙してください。
- 2 タバコの吸殻は必ず水の入ったバケツなどに捨て、可燃ゴミの中には絶対に入れないでください。
- 3 終業時には、吸殻の処理（水の入ったバケツに捨てる）を確実に行ってください。

〔危険物の取扱いについて〕

- 1 危険物（シンナー、ベンジンなど）を使用するときは、防火管理者の承認を受けてください。
- 2 危険物を使用するときは、小分けして使用し、容器の蓋は常に閉め、火気に注意してください。

〔避難施設の維持管理について〕

- 1 避難口、廊下、階段、避難通路には避難障害となる設備を設けたり、物品を置かないでください。
- 2 防火戸の付近には、常に閉鎖の障害となる物品を置かないでください。

〔放火防止対策について〕

- 1 建物の外周部及び敷地内には、ダンボール等の可燃物を放置しないでください。
- 2 倉庫、更衣室などを使用しないときは、施錠しておきましょう。
- 3 ゴミ類の廃棄可燃物は、定められた時間に、指定場所に持って行きましょう。

〔火災時の対応〕

- 1 通報連絡
119番通報します。（火災か救急かの種別、所在、目標、火災の内容など）
防火管理者に連絡します。
- 2 消火活動
消火器を使って、消火活動を行います。
- 3 避難誘導
避難口（出入口）を開放し、避難口までお客を誘導します。

〔地震時の対応〕

- 1 身の安全を図ってください。
蛍光灯、ガラス製品、窓等の近くから離れてください。
- 2 火の始末を行ってください。
揺れを感じたら、火気設備器具の直近にいる者は、すぐに火を消してください。

〔その他〕

(1) **厨房の天蓋やダクトに油かすがたまることのないように、グリスフィルター等は定期的に清掃してください。（厨房がある場合）**

(2) **飲酒をしている来店者が多いので、喫煙管理を徹底してください。（飲酒させる店又は酔客を収容させる施設等）**

(3) **酩酊者を優先して避難誘導してください。**

〔消防計画について〕

当事業所の消防計画を再確認してください。

消防計画の確認項目

- 1 通報連絡担当者（〇〇 〇〇 〇〇 〇〇）
- 2 初期消火担当者（〇〇 〇〇 〇〇 〇〇）
- 3 避難誘導担当者（〇〇 〇〇 〇〇 〇〇）
- 4 日常の自主検査は誰が実施担当者ですか。（〇〇 〇〇）
- 5 定期の自主検査は誰が実施担当者ですか。（〇〇 〇〇）

〔火気設備器具について〕

- 1 火気設備器具の周辺は、よく整理清掃して可燃物を接して置かないでください。
- 2 火気設備器具は、常に監視できる状態で使用し、その場を離れるときは、必ず消してください。
- 3 火気設備器具にある取扱上の注意事項を守り、故障又は破損したままで使用しないでください。
- 4 地震時には、火気設備器具の使用を中止してください。
- 5 終業時には、火気設備器具の点検を行い、安全を確認してください。

〔喫煙について〕

- 1 喫煙は、指定された場所で、吸殻入れを用いて喫煙してください。
- 2 タバコの吸殻は必ず水の入ったバケツなどに捨て、可燃ゴミの中には入れないでください。
- 3 終業時には、吸殻の処理（水の入ったバケツに捨てる）を確実に行ってください。

〔危険物の取扱いについて〕

- 1 危険物（シンナー、ベンジン等）を使用するときは、防火管理者の承認を受けてください。
- 2 危険物を使用するときは、小分けして使用し、容器は常に閉め、火気に注意してください。

〔避難施設の維持管理について〕

- 1 避難口、廊下、階段、避難通路には避難障害となる設備を設けたり、物品を置かないでください。
- 2 防火戸の付近には、常に閉鎖の障害となる物品を置かないでください。

〔放火防止対策について〕

- 1 建物の外周部及び敷地内には、ダンボール等の可燃物を放置しないでください。
- 2 倉庫、更衣室などを使用しないときは、施錠しておきましょう。
- 3 ゴミ類の廃棄可燃物は、定められた時間に、指定場所に持って行きましょう。
- 4 店内外の不審者に対しては、注意を払ってください。

〔火災時の対応〕

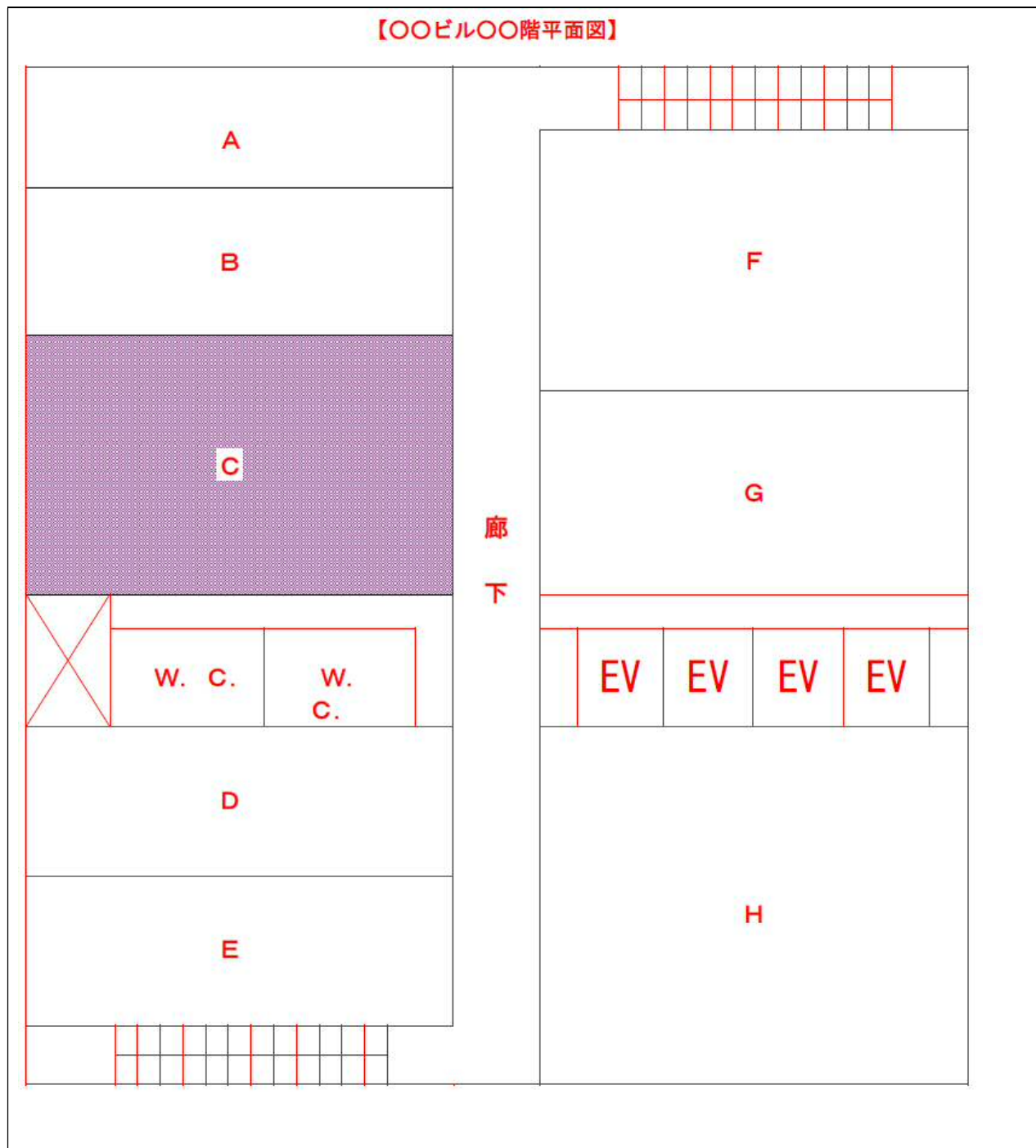
- 1 通報連絡
119番通報します。（火災か救急かの種別、所在、目標、火災の内容など）
防火管理者に連絡し、指示を受けてください。
- 2 消火活動
消火器を使って、消火活動を行います。
- 3 避難誘導
避難口（出入口）を開放し、避難口までお客を誘導します。

〔地震時の対応〕

- 1 まず身の安全を図ってください。
蛍光灯、ガラス製品、窓等の近くから離れてください。
- 2 火の始末を行ってください。
揺れを感じたら、火気設備器具の直近にいる者は、すぐに火を消してください。

〔その他〕

- (1) 厨房の天蓋やダクトに油かすがたまることのないように、グリスフィルター等は定期的に清掃してください。（厨房がある場合）
- (2) 飲酒をしている来店者が多いので、喫煙管理を徹底してください。（飲酒させる店又は酔客を収容する施設等）
- (3) 酔客者を優先して避難誘導してください。（飲酒させる店又は酔客を収容する施設等）



占有部分	区分	事業所	管理権原者
C	賃貸		

